



保険の対象となる方(被保険者)が、国の公的介護保険制度に基づく

**要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金をお支払いします。**



## 介護補償の特長 「介護」への備え、大丈夫ですか??

退職されても、**満84歳まで継続**いただけます。



東京海上日動のサービス体制なら安心、**メディカルアシスト・デイリーサポート・介護アシスト等のサービスが充実**しています。



従業員のご家族が加入する際、従業員が代理で告知することで加入手続きが可能です。



### 認知症アシスト

脳機能向上トレーニング、認知症介護電話相談、搜索支援サービス、「認知症の人と家族の会」の紹介等、認知症の方ご本人やご家族等を支えるサービスをご提供します。



**ご存知**ですか?

**在宅介護および働き盛り世代の介護率が増加傾向にあります。**

### 介護の中心は「在宅介護」

家族が要介護状態になった場合の介護形態は、「在宅介護」と「施設介護」に大別されますが、介護形態の中心は「在宅介護」になっています。

### 介護を理由にした離職者

平成28年10月からの1年間に、家族の介護や看護を理由に仕事を辞めた人は9万9千人。そのうち約半分が働き盛りの40～50代の人となっています。

**仕事と介護を両立できる仕組みづくりが必要だと言えます。**

〔平成29年就業構造基本調査〕(総務省統計局)をもとに当社にて作成



公的介護保険はあるけれど…?

**もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。**

介護にかかるお金は…?

一時費用<sup>(※1)</sup>の合計  
平均約**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

(※1)公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

出典:(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

### 要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)	手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
■ 自走式 ……6～19万円	■ いす式直線階段用 ……50万円～ ※工事費別途	■ 15～50万円 ※機能により金額は異なる	■ 廊下・階段・浴室用等 ……1万円～ ※サイズ素材により金額は異なる(工事費別途)	■ 水洗式 ……1～4万円	■ 据置式……20～50万円
■ 電動式 ……30～50万円				■ シャワー式 ……10～25万円	■ レール走行式 50万円～ ※工事費別途

出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

**だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。**



ポイント!



介護補償には、「一時金払」と「年金払」の2種類あり、両方で加入いただけます。

毎年100万円  
最大10年間受け取れます



### 一時金払いタイプ

補償の型: 公的介護保険連動型(要介護3)

### 保険金額・月払保険料

保険期間: 1年間

個人型			
タイプ名	K100タイプ	K200タイプ	K300タイプ
保険金額	100万円	200万円	300万円
40~44歳	20円	40円	60円
45~49歳	30円	50円	80円
50~54歳	30円	70円	100円
55~59歳	50円	100円	150円
60~64歳	110円	220円	320円
65~69歳	310円	620円	920円
70~74歳	680円	1,360円	2,040円
75~79歳	1,580円	3,150円	4,730円
80~84歳	3,000円	6,000円	9,000円

変更不可

### 年金払いタイプ

補償の型: 公的介護保険連動型(要介護3)

### 保険金額・月払保険料

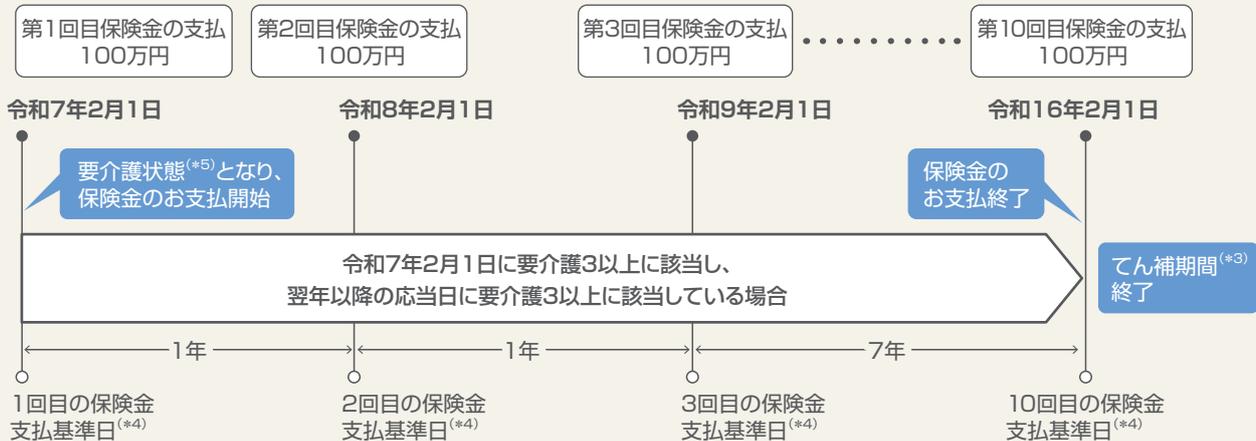
保険期間: 1年間 てん補期間<sup>(\*)3</sup>: 10年(10回目の保険金支払基準日まで)

個人型		
加入プラン	N100タイプ	年金払保険金額
		100万円
性別	男性	女性
40~44歳	100円	80円
45~49歳	110円	100円
50~54歳	160円	140円
55~59歳	220円	200円
60~64歳	480円	430円
65~69歳	1,200円	1,470円
70~74歳	2,250円	3,340円
75~79歳	5,160円	7,810円
80~84歳 <sup>(更新のみ)</sup>	9,030円	14,150円

### 介護補償(年金払介護)の 保険金お支払い方法

ご加入例

N100タイプ 年金払介護補償保険金額(年額): 100万円  
保険期間: 1年間(令和6年10月1日~令和7年10月1日)  
てん補期間<sup>(\*)3</sup>: 10年(10回目の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>まで)



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

※割引率の内訳は総合パンフレットP1 特徴2をご参照ください。  
 ※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。  
 ※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。  
 ※本保険は、介護医療保険料控除の対象になります。(令和6年5月現在)  
 ※一時金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢<sup>(\*)1</sup>が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。  
 ※年金払いタイプの保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢<sup>(\*)1</sup>が、満40歳以上満79歳以下<sup>(\*)2</sup>の方に限ります。  
 (※1) 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。  
 (※2) 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。  
 ※てん補期間<sup>(\*)3</sup>中の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間<sup>(\*)3</sup>中の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>に、再度要介護状態<sup>(\*)5</sup>に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間<sup>(\*)3</sup>は1回目の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>から通算した期間となります。(例:最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態<sup>(\*)5</sup>に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)  
 ※てん補期間<sup>(\*)3</sup>中に死亡した後の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>においては、保険金をお支払いしません。  
 (※3) 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日<sup>(\*)4</sup>まで)をいいます。  
 (※4) 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態<sup>(\*)5</sup>に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。  
 (※5) 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

## 介護補償(年金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態<sup>(\*)1</sup>となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態<sup>(\*)1</sup>の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(\*)1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
十年金払介護補償特約 介護補償基本特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金支払われた場合で、てん補期間<sup>(*)1</sup>中の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>ごとに、保険の対象となる方が要介護状態<sup>(*)3</sup>に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間<sup>(*)1</sup>中の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間<sup>(*)1</sup>中の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>に、再度要介護状態<sup>(*)3</sup>に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間<sup>(*)1</sup>は1回目の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>から通算した期間となります。 (例)最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態<sup>(*)3</sup>に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。 (次ページへつづく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態<sup>(*)1</sup></li> <li>●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>●先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態<sup>(*)2</sup>(*)3</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(次ページへつづく)</p>
十年金払介護補償特約 介護補償基本特約	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間<sup>(*)1</sup>中に死亡した後の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>においては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(*)1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日<sup>(*)2</sup>まで)をいいます。</p> <p>(*)2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態<sup>(*)3</sup>に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。</p> <p>(*)3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(*)1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>(*)2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態<sup>(*)4</sup>については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>(*)3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p> <p>(*)4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</p>

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

## 介護補償(一時金払介護)

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### [公的介護保険連動型(要介護3)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態<sup>(*)1</sup></li> <li>●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>●無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>●アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>●先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>●医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態<sup>(*)2</sup>(*)3</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(*)1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>(*)2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>(*)3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

## 公的介護保険制度とは

### 公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会補償制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になったときに所定の介護サービスを受けることができます。

### 公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下 <sup>(※1)</sup>	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護・要支援状態が末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な場合) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

(※1)公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

## ご参考:公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。

状態区分	状態像
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

JR北海道グループ保険センター TEL: 011-805-0045